

山口県外から本市の定める市内事業者へ就職する際や本市で第一次産業に就労する際の引越し等に係る経費の一部を補助します。

補助金最大

20万円

補助率最大2/3



補助の対象者は？

次に掲げるいずれかの要件を満たす方が対象です。

- (1) 農山村エリア（※1）の事業者又は登録事業者（※2）に就職する（した）山口県外からのUJIターン者。ただし、新規学卒者は除く。
- (2) 第一次産業（農林水産業）に就労する（した）山口県外からのUJIターン者。

※1 農山村エリア・・・仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東

※2 登録事業者・・・山口市若年UJIターン人材確保支援補助金交付要綱により認定した事業者

※ 市税に滞納のある方、山口市わくわく移住就業支援補助金の交付を受けている方、生活保護費を受給されている方等は除く。

補助を受けられる金額は？

訪問内容によって上限額及び補助率が異なります。

補助対象者の状況	補助率	補助上限額
次のいずれかに該当する場合		
①若者（45歳未満）	2/3	20万円
②子育て世帯（15歳未満の扶養者）		
③農山村エリアに転入		
上記以外の場合	1/2	20万円

※補助金の金額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額

対象経費とは？

家財道具の運搬のため使用した

1. 引越業者又は作業を依頼した者等に支払った費用
2. 車両等のリース費用
3. リース車両等の燃料費
4. 移転先までの移動に係る交通費



申請方法は？

雇用又は就労開始の日から3か月が経過する日の翌日から起算して60日以内又は交付申請を行う年度の3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出すること。

提出書類

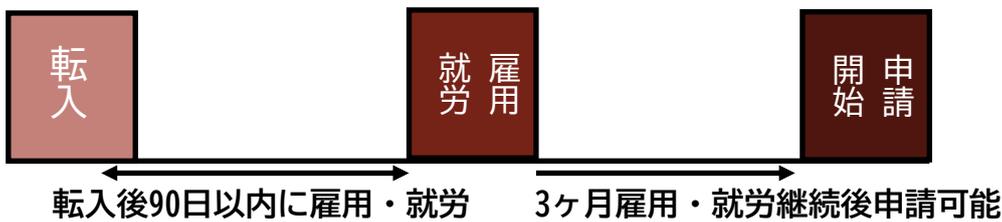
- ・ 山口市U J I ターン者移転費用補助金交付申請書（様式第1号）

添付書類

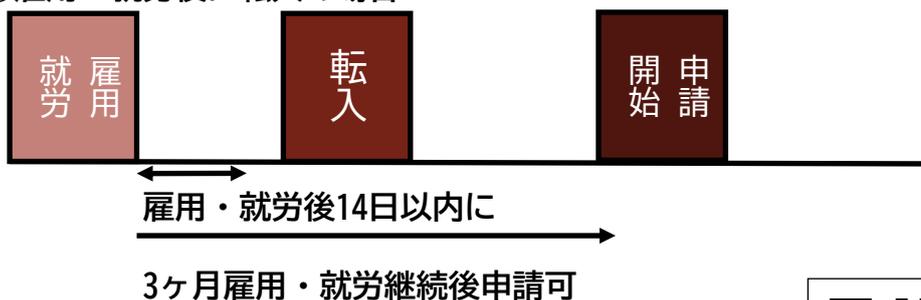
- ・ 補助対象経費の明細書（様式第2号）
- ・ 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- ・ 住民票の写し
（世帯全員のもので、雇用又は就労開始日から3か月が経過する翌日以降に交付されたもの）
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し ※雇用の場合のみ
- ・ 就業証明書（様式第3号）※雇用の場合のみ
- ・ 本市が発行する滞納の無いことの証明書
- ・ その他市長が特に必要と認める書類

申請までの流れ

① 転入後に雇用・就労の場合



② 雇用・就労後に転入の場合



様式は山口市公式ウェブサイトに掲載しています。
詳しくはコチラをご覧ください。



お問い合わせ先

山口市 農林水産部 農山村づくり推進課 移住定住担当
TEL：083-934-4646
メール：nousanson@city.yamaguchi.lg.jp

